

京都市立芸術大学事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第115号

京都市立芸術大学事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市立芸術大学事務分掌規則の一部を次のように改正する。

「総務課

整備改革推進課

第1条中「、課」を削り、企画広報課

教務学生課

「整備改革推進室
を 教務学生支援室」に改め

附属図書館・芸術資料館事務室」

る。

「課長 4人

第2条第1項中 「」を「室長 2人」に改め、同条第2項を次のように改め
事務長 」

る。

2 前項に規定するもののほか、整備改革推進室に副室長、庶務係長、計理係長、広報係長、企画調査係長及び評価ICT推進係長、教務学生支援室に教務学生課長、事業推進課長、附属図書館・芸術資料館企画運営課長、学生支援係長、美術教務係長、音楽教務係長、事業推進係長及び資料係長を置く。

第2条第3項中「事務局に次長、課」を「室」に改め、「、室に事務長補佐、担当課長補佐又は担当係長」を削り、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 整備改革推進室に担当課長を置くことがある。

4 担当課長の職名の前に、市長が別に定める担当事務の名称を付することがある。

第3条第2項中「、課長及び事務長」を「及び室長」に改め、同条第3項中「、芸術資料館長」を「及び芸術資料館長」に改め、同条第5項中「次長は、事務局長」を「副室長は、室長」に改め、同条第6項を削り、同条第7項中「担当課長補佐」を「課長、担当課長、担当課長補佐」に改め、同項を同条第6項とし、同条に次の1項を加える。

7 課長補佐は、副室長又は課長が定める事務について副室長又は課長を補佐する。

第4条第3項中「次長がその職務を代理し、次長に事故があるときは課長又は事務長」

を「，主管事務につき，室長」に改め，同条第5項中「課長又は事務長」を「副室長又は課長」に改め，「，事務長補佐」を削り，同項に次のただし書を加える。

ただし，担当課長が置かれている場合は，主管事務につき，担当課長がその職務を代理し，担当課長に事故があるときは，主管事務につき，課長補佐，担当課長補佐，係長又は担当係長がその職務を代理する。

第4条中第5項を第7項とし，第4項を第6項とし，第3項の次に次の2項を加える。

- 4 整備改革推進室にあっては，室長に事故があるときは，副室長がその職務を代理する。
- 5 教務学生支援室にあっては，室長に事故があるときは，主管事務につき，課長がその職務を代理する。

第5条の前の見出しを削る。

第5条及び第6条を次のように改める。

(事務の概目)

第5条 事務局の室の分掌する事務の概目は，次のとおりとする。

整備改革推進室

- (1) 大学の庶務に関すること。
- (2) 儀式に関すること。
- (3) 授業料及び手数料の徴収に関すること。
- (4) 学内取締りに関すること。
- (5) 大学の広報に関すること。
- (6) 大学の施設の整備その他の教育研究環境の整備及び向上に関する調査，企画，連絡及び調整に関すること。
- (7) 大学への地方独立行政法人制度の導入に係る準備事務に関すること。
- (8) 職員の福利厚生に関すること。
- (9) 評議会，協議会等に関すること。
- (10) 局内の他の室の主管に属しないこと。

教務学生支援室

- (1) 学生の募集並びに入学試験の計画及び実施に関すること。
- (2) 委託生，科目等履修生，単位互換履修生及び聴講生に関すること。
- (3) 在学生の交換留学及び外国人留学生に関すること。
- (4) 学修指導に関すること。

- (5) 教科課程、教職課程及び博物館学課程に関すること。
- (6) 在学生に係る試験の計画及び実施に関すること。
- (7) 学術奨励に関すること。
- (8) 教授会その他学部の会議に関すること。
- (9) その他学部における教務に関すること。
- (10) 大学院に関すること。
- (11) 日本の伝統音楽に関する調査及び研究に関すること。
- (12) 日本の伝統音楽に関する資料の収集、整理及び保存に関すること。
- (13) 日本の伝統音楽に関する研究の普及及び振興に関すること。
- (14) 教室、研究室その他付属施設の管理に関すること。
- (15) 奨学資金に関すること。
- (16) 授業料の減免に関すること。
- (17) 学生の相談、補導及び就職の支援に関すること。
- (18) 学生の保健衛生及び福利厚生に関すること。
- (19) 卒業生及び在学生に係る証明に関すること。
- (20) 学生の課外活動及び学生の団体に関すること。
- (21) 学生が行う集会、掲示等に関すること。
- (22) 学生専用施設(課外活動等に用いる施設をいう。)の管理に関すること。
- (23) 公開講座の運営に関すること。
- (24) 展覧会、演奏会等の実施に関すること。
- (25) 産学連携の推進に関すること。
- (26) 大学と地域との連携の強化による地域貢献の推進に関すること。
- (27) 大学外からの補助金、寄付金等に関すること。
- (28) 大学の情報システムの管理及び運営に関すること。
- (29) 図書館資料及び芸術関係資料の収集、整理及び保存に関すること。
- (30) 図書館資料の閲覧及び貸出しに関すること。
- (31) 芸術関係資料の展示に関すること。
- (32) その他図書館資料及び芸術関係資料に関すること。

(報告)

第6条 行財政局長は、課長、担当課長、担当課長補佐、係長及び担当係長の担当する事

務の概目を定め、行財政局組織・人事担当局長に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)